

FC八幡ビバーズ

規 約

改定日:平成 17 年 4 月 1 日

作成日:平成 15 年 3 月 1 日

第一章 総則

第一条 名称

本クラブは、FC 八幡ビーバース(「エフシー ヤワタビーバース」以下「クラブ」という)と称す。

第二条 事務所

クラブの事務所は、代表宅に置く。

第三条 目的

クラブは、サッカーを主としたスポーツ活動を通して、クラブ員の心身の健全な発達と、技術の向上及び、クラブ員相互の親睦を図ることを目的とする。

第四条 活動

クラブは、前記第三条の目的を達成するために、次の活動を行う。

サッカーの練習・対外試合。

クラブ員相互の親睦を図るための各種大会・イベントの企画・実施活動。

その他、目的を達成するために必要な活動。

第二章 クラブ員

第五条 構成

クラブは、本規約及びクラブから適宜指示される注意事項の守れる、幼稚園年長組及び小学生の少年少女をもって構成する。

第六条 クラブへの加入登録及び退会

クラブへの加入登録は、クラブ所定用紙にてこれを行う。

クラブを退会するときは、クラブ所定用紙にてこれを行う。

但し、小学校を卒業した場合には、自動的に退会とする。

クラブ員の保護者は、「FC 八幡ビーバース育成会」に必ず加入しなければならない。

第七条 クラブ員の除名

クラブ員が、次のいずれかに該当する場合、クラブは、そのクラブ員を除名することができる。

クラブ規約及び注意事項に繰り返し反したとき。

クラブの名誉を著しく傷つけ、又はクラブの秩序を乱したとき。

保護者が会費等の支払いを滞納しクラブからの期限を定めての催促に応じないとき、及びその他の理由で「FC 八幡ビークンズ育成会」を除名処分となったとき。

その他、クラブが、クラブ員として不適当と判断したとき。

第八条 クラブ員の心得

スポーツ活動中は、監督者の指示に従い、ルールを守ること。

チームワークを守り、常に楽しく、スポーツ人らしい行動をとること。

技術向上のために努力すること。

競技マナーを身につけ、フェアプレーの精神を大切にすること。

睡眠を十分とり、規則正しい生活をし、健康管理に注意すること。

借用する施設や道具を大切にすること。

遠征したときは、会場提供者に迷惑がかからないような行動をとること。

練習、試合等が終わったら、寄り道せず、まっすぐ帰ること。

身体の調子が悪いときは、我慢せず監督者に申し出ること。

第三章 クラブ員の事故・傷病保険

第九条 傷病保険

クラブ員は、クラブの指定するスポーツ障害保険に加入する。

第十条 クラブ員の事故

クラブは、クラブ員がサッカー活動中(活動目的での移動を含む)の事故に対して、前条のスポーツ障害保険の適用範囲以内でのみ、責任を負う。尚、指導部員、審判部員及び「各部員よりクラブ員の引率等を依頼された会員」がサッカー活動中(活動目的での移動を含む)に起こした事故に対して一切の責任を負わせることはない。

第四章 細則

第十一条 規約の改正及び解散

本規約の改正及びクラブの解散は、FC八幡ビーズ育成会員の三分の二以上の同意を、得なければならない。

第十二条 規約及び注意事項

本規約に定めない事項のうち運営上必要な規則については、代表者が定めることができる。

本規約に定めない事項のうち指導上必要な注意事項は、指導部会で定めることができる。

第十三条 活動場所

下記の会場を借用して、練習を行う。

市川市立八幡小学校。

その他、必要に応じて借用された場所。

付則

本規約は、平成 15 年 4 月 1 日から発効する。